

どんな内容なの？

なぜ制定したの？

「高松市文化芸術振興条例」とは、このような条例です。

なぜ

制定したの？

文化芸術活動を通して得られる楽しさや感動は、人生の喜び、生きる糧となるもので、心豊かな市民生活や活力ある社会の基礎ともいえるものです。

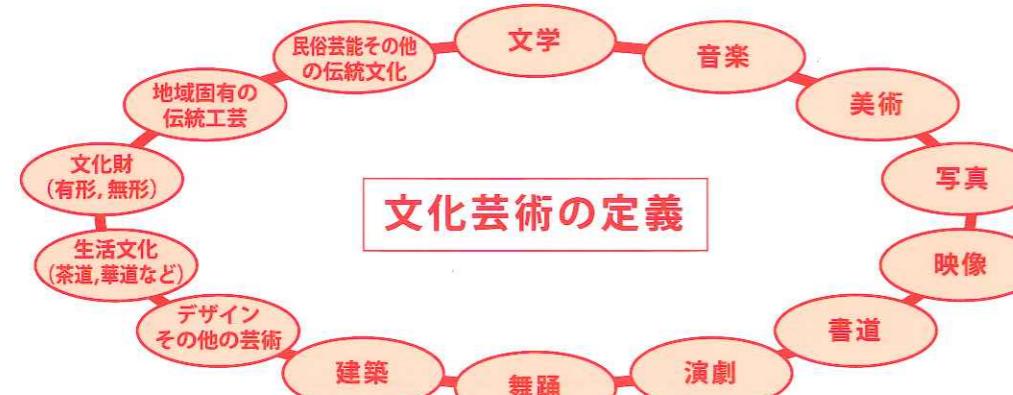
大西市長の2期目のマニフェスト2011年版には、「高松クリエイティブ・イノベーション 創造性豊かな海園・田園・人間都市へ」をテーマに、特に『芸術文化・スポーツ』の振興を図るとしています。その第一番目に「①『芸術文化振興条例(仮称)』を制定し、人の心を豊かにする芸術文化活動の支援」と掲げたように、本市の重要な課題のひとつとして、条例制定に取り組み、昨年12月に公布・制定しました。

目的

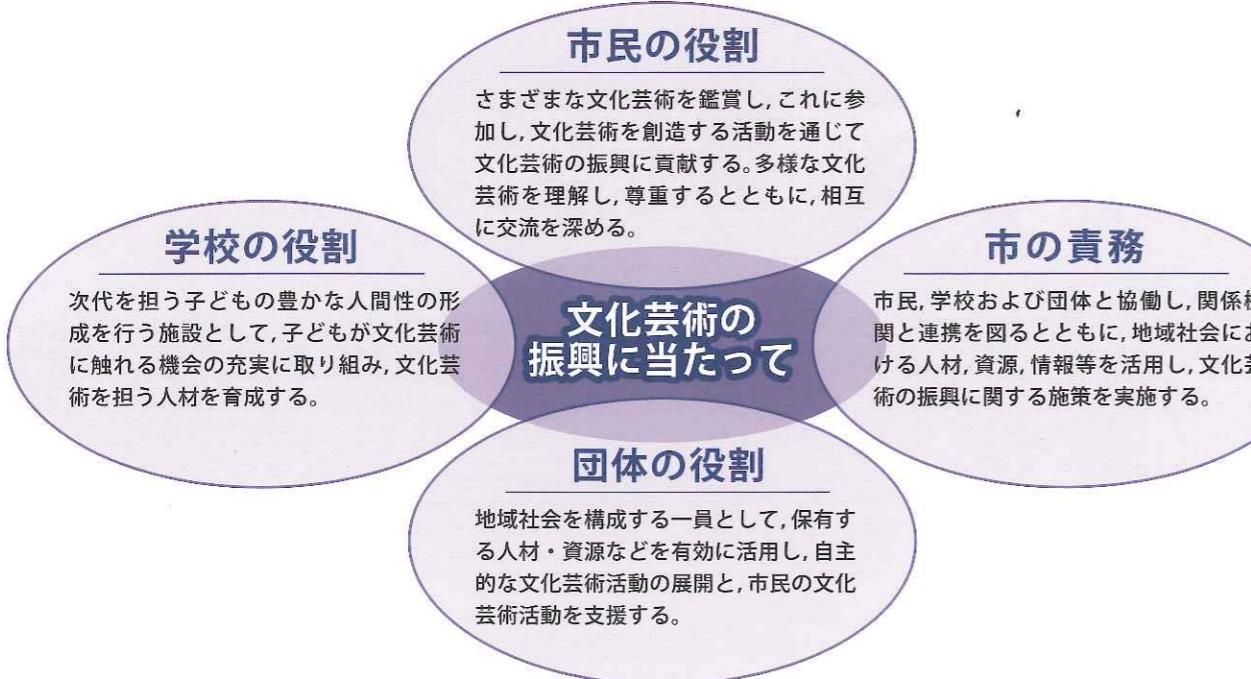
制定の目的は？

文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、
高松の実現です。

文化芸術を定義しています！



それぞれの役割を定めています！



ポイント

4つの大きな視点を持っています。

1

市民の自主性や創造性が十分に尊重される

2

文化芸術に広く親しむことができる環境をつくる

3

協働を通じて、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松^(※)を目指す

4

過去を尊び未来へ継承すると同時に、多様な文化芸術を享受する

理念

基本理念

文化芸術の振興における5つの基本理念を掲げています。

文化芸術活動を行う人の自主性・創造性が十分に尊重されること。

市民、学校、団体および市による協働を通じて幅広く文化芸術を担う人材が育成されることにより、文化芸術活動の促進が図られるよう配慮されること。

過去から培われてきた本市の文化芸術が、市民の財産として保護され、保存され、継承されるとともに、将来においてもその活用・発展が図られるよう配慮されること。

市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造することができる環境の整備を図ること。

市民一人一人の価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られるよう配慮されること。

施策

基本的施策

文化芸術の振興に関する10の基本となる施策を定めています。

1. 人材の育成

2. 次代を担う子どもの育成

3. 環境の整備

4. 協働および連携

5. 情報の収集および発信

6. 交流の促進

7. 地域特有の文化の継承と創造

8. 多様な文化芸術等の尊重および享受

9. 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

10. 顕彰および奨励

今後

どうなる？

創造都市高松を目指す本市として、条例に基づき、審議会を設置し、振興計画を作ります。それらをひとつひとつ実現することで、本市の文化芸術が伸びやかに枝葉を広げ、市民の暮らしに潤いをもたらし、魅力あるまち高松が創生されていきます。